

第5章 税制

1 令和6年度県税率一覧表

(令和7年4月1日現在)

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率			摘 要
法 人 県民税	① 法 人 税 割	法人税額	H26.9.30 以前※1	H26.10.1 ～R1.9.30	R1.10.1 以後※2	
			5.8%	4.0%	1.8%	※3
② 均 等 割	公共法人及び公益法人等、資本金等の額が1,000万円以下の法人等			22,000円 (2,000円)		
	資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人			55,000円 (5,000円)		税率の下段()書きは 県森林環境税。平成18 年4月1日から令和8年3 月31日までに開始する 事業年度分に県森林環 境税として10%が加算さ れる。
	資本金等の額が1億円超10億円以下の法人			143,000円 (13,000円)		
	資本金等の額が10億円超50億円以下の法人			594,000円 (54,000円)		
	資本金等の額が50億円超の法人			880,000円 (80,000円)		
個 人 県民税	① 所 得 割			4%		
	② 均 等 割			2,000		うち県森林環境税1,000円
県民税 利子割		支払を受けるべき利子等の額		5%		
県民税 配当割		支払を受けるべき配当等の額		5%		
県民税株 式等譲渡 所得割		支払いを受ける源泉徵収選択 口座内の株式等の譲渡益		5%		

科目:法人事業税

区 分	法 人 の 种 類	所 得 等 の 区 分	税率						
			H26.9.30 以前 ※4	H26.10.1 から H27.3.31	H27.4.1 から H28.3.31	H28.4.1 から R1.9.30	R1.10.1 から R2.3.31	R2.4.1 から R4.3.31	R4.4.1 以後
所得・清算所得 を課税標準とするもの	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所 得 割	年400万円以下の所得	2. 7%	3. 4%		3. 5%		
			年400万円を超える所得 及び清算所得 ※6	4%	5. 1%		5. 3%		
			年800万円を超える所得 及び清算所得 ※6	5. 3%	6. 7%		7. 0%		
		軽減税率 不適用法人 ※5	所得及び清算所得 ※6						
	特別法人 協同組合 信用組合 医療法人 等	所 得 割	年400万円以下の所得	2. 7%	3. 4%		3. 5%		
			年400万円を超える所得 及び清算所得 ※6	3. 6%	4. 6%		4. 9%		
			所得及び清算所得 ※6						
	資本金の額又は出 資金の額が1億円 を超える普通法人 (外形標準課税法 人)	所 得 割	年400万円以下の所得	1. 5%	2. 2%	1. 6%	0. 3%	0. 4%	1. 0%
			年400万円を超える所得 及び清算所得 ※6	2. 2%	3. 2%	2. 3%	0. 5%	0. 7%	
			年800万円を超える所得 及び清算所得 ※6	2. 9%	4. 3%	3. 1%	0. 7%	1. 0%	
			所得及び清算所得 ※6						
		付加価値額 (報酬給与額+純支払利 子+純支払賃借料+單 年度損益)	O. 48%	O. 72%		1. 2%			
	資 本 割	資本金等の額	O. 2%	O. 3%		O. 5%			
収入金額を課 標準とするもの	電気供給業(発電事 業・小売電気事業・特 定卸供給事業を除く)・ ガス供給業(一般ガス 導管事業・特定ガス導 管事業に限る)、保険 業、貿易保険業を行 う法人	収 入 割	収入金額	O. 7%	O. 9%		1. 0%		
収入金額等を課 標準とするもの	電気供給業のうち発 電事業、小売電気事 業又は特定卸供給事 業※9を行い、資本金 の額又は出資金の額が 1億円以下の法人	収 入 割	収入金額	O. 7%	O. 9%	1. 0%	O. 75%		
		所 得 割	所得金額				1. 85%		
		収 入 割	収入金額	O. 7%	O. 9%	1. 0%	O. 75%		
	電気供給業のうち発 電事業、小売電気事 業又は特定卸供給事 業※9を行い、資本金 の額又は出資金の額が 1億円超の法人 (外形標準課税法人)	付加価値割	付加価値額				O. 37%		
		資 本 割	資本金等の額				O. 15%		
		収 入 割	収入金額	O. 7%	O. 9%	1. 0%	O. 48%		
	(特定ガス供給業法 人)	付加価値割	付加価値額				O. 77%		
		資 本 割	資本金等の額				O. 32%		

科目:地方法人特別税・特別法人事業税 ※7※8

法人の種類	課税標準	税率							
		H26.9.30 以前 ※4	H26.10.1 から H27.3.31	H27.4.1 から H28.3.31	H28.4.1 から R1.9.30	R1.10.1 から R2.3.31	R2.10.1 から R4.3.31	R4.4.1 以後	
外形標準課税法人 以外の法人	法人事業税所得割額	81%	43.2%				37.0%		
特別法人		148%	67.4%	93.5%	414.2%	34.5%			
外形標準課税法人						260.0%			
電気供給業(発電事業・小売電気事業、特定卸供給業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る)、保険業、貿易保険業を行う法人	法人事業税収入割額	81%	43.2%	30.0%					
電気供給業のうち発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業※9を行う法人				30.0%		40.0%			
ガス供給のうち、特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人(特定ガス供給業法人)				30.0%			62.5%		

※1 平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。

※2 令和元年10月1日以後に開始し、令和9年1月31までに終了する各事業年度分について適用されます。

※3 資本金が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の場合

H26.9.30以前:5%、H26.10.1～R1.9.30:3.2%、R1.10.1以降:1%

※4 平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。

※5 軽減税率不適用法人は、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当する。

※6 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となる。

※7 地方法人特別税・特別法人事業税とは、法人事業税に併せて申告納付する国税です。

※8 地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度を以て廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設されました。

※9 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
個 人 事 業 税	① 第 一 種 事 業	課税所得	5%	
	② 第 二 種 事 業	"	4%	
	③ 第 三 種 事 業	"	5%	
	ア 下記に掲げ るものを除く	"	3%	
	イ あん摩、 はり、きゅう、 柔道整復師、 装蹄師業	"		
地 方 消 費 税	① 謙 渡 割	消費税額(国税 税率7.8%)	22/78	消費税率換算2.2%相当
	② 貨 物 割	消費税額(国税 税率7.8%)	22/78	消費税率換算2.2%相当
不動産 取 得 税	平成18年4月1日から 令和9年3月31日まで	土地及び住宅	3%	免税点 土地 10万円未満
		住宅以外の家屋	4%	家屋の建築 23万円未満 その他 12万円未満
県たば こ 税		売渡し等に係る製造たばこの本数	千本につき 1,070円	
ゴルフ場 利 用 税		1人1日について	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 650円 8級 550円 9級 500円 10級 400円 11級 350円	

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
自動車税 種別割 ※1		総排気量1ドリル以下のもの 総排気量1ドリルを超える1.5ドリル以下のもの (0.491ドリル×2ロータリー車を含む) 総排気量1.5ドリルを超える2ドリル以下のもの (0.573ドリル～0.655ドリル×2ロータリー車を含む) 総排気量2ドリルを超える2.5ドリル以下のもの 総排気量2.5ドリルを超える3ドリル以下のもの 総排気量3ドリルを超える3.5ドリル以下のもの 総排気量3.5ドリルを超える4ドリル以下のもの 総排気量4ドリルを超える4.5ドリル以下のもの 総排気量4.5ドリルを超える6ドリル以下のもの 総排気量6ドリルを超えるもの 電気自動車	7,500円 8,500円 9,500円 13,800円 15,700円 17,900円 20,500円 23,600円 27,200円 40,700円 7,500円	
① 乗 用 車	営業用 自家用	総排気量1ドリル以下のもの 総排気量1ドリルを超える1.5ドリル以下のもの (0.491ドリル×2ロータリー車を含む) 総排気量1.5ドリルを超える2ドリル以下のもの (0.573ドリル～0.655ドリル×2ロータリー車を含む) 総排気量2ドリルを超える2.5ドリル以下のもの 総排気量2.5ドリルを超える3ドリル以下のもの 総排気量3ドリルを超える3.5ドリル以下のもの 総排気量3.5ドリルを超える4ドリル以下のもの 総排気量4ドリルを超える4.5ドリル以下のもの 総排気量4.5ドリルを超える6ドリル以下のもの 総排気量6ドリルを超えるもの 電気自動車	29,500円 34,500円 39,500円 45,000円 51,000円 58,000円 66,500円 76,500円 88,000円 111,000円 29,500円	令和元年10月1日以降新車新規登録したもの 25,000円 30,500円 36,000円 43,500円 50,000円 57,000円 65,500円 75,500円 87,000円 110,000円 25,000円
		最大積載量1t以下のもの 最大積載量1tを超える2t以下のもの 最大積載量2tを超える3t以下のもの 最大積載量3tを超える4t以下のもの 最大積載量4tを超える5t以下のもの 最大積載量5tを超える6t以下のもの 最大積載量6tを超える7t以下のもの 最大積載量7tを超える8t以下のもの 最大積載量8tを超える1tまでごとに	6,500円 9,000円 12,000円 15,000円 18,500円 22,000円 25,500円 29,500円 加算4,700円	
		最大積載量1t以下のもの 最大積載量1tを超える2t以下のもの 最大積載量2tを超える3t以下のもの 最大積載量3tを超える4t以下のもの 最大積載量4tを超える5t以下のもの 最大積載量5tを超える6t以下のもの 最大積載量6tを超える7t以下のもの 最大積載量7tを超える8t以下のもの 最大積載量8tを超える1tまでごとに	8,000円 11,500円 16,000円 20,500円 25,500円 30,000円 35,000円 40,500円 加算6,300円	
		営業用 自家用	小型自動車に属するもの 普通自動車に属するもの	7,500円 15,100円
		自家用	小型自動車に属するもの 普通自動車に属するもの	10,200円 20,600円
		被 け ん 引 車	営業用 普通自動車に属する最大積載量 8t以下のもの 普通自動車に属する最大積載量 8tを超える部分1tまでごとに	3,900円 7,500円 加算3,800円
		自家用	小型自動車に属するもの 普通自動車に属する最大積載量 8t以下のもの 普通自動車に属する最大積載量 8tを超える部分1tまでごとに	5,300円 10,200円 加算5,100円

※1 令和元年10月1日に「自動車税」から「自動車税種別割」に名称が改められ、一部税額変更。

科 目	種 目	課 税 標 準		税 率	摘 要
自動車税 種別割 ※1	(2) ト ラ ッ ク	最大乗車定員が四人以上であるものの加算額	営業用	総排気量1リットル以下のもの 総排気量1リットルを超える1.5リットル以下のもの 総排気量1.5リットルを超えるもの	3,700円 4,700円 6,300円
			自家用	総排気量1リットル以下のもの 総排気量1リットルを超える1.5リットル以下のもの 総排気量1.5リットルを超えるもの	5,200円 6,300円 8,000円
			一般乗合用	乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超えて40人以下のもの 乗車定員が40人を超えて50人以下のもの 乗車定員が50人を超えて60人以下のもの 乗車定員が60人を超えて70人以下のもの 乗車定員が70人を超えて80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの	12,000円 14,500円 17,500円 20,000円 22,500円 25,500円 29,000円
	(3) バ ス	営業用	その他	乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超えて40人以下のもの 乗車定員が40人を超えて50人以下のもの 乗車定員が50人を超えて60人以下のもの 乗車定員が60人を超えて70人以下のもの 乗車定員が70人を超えて80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの	26,500円 32,000円 38,000円 44,000円 50,500円 57,000円 64,000円
			自家用	乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超えて40人以下のもの 乗車定員が40人を超えて50人以下のもの 乗車定員が50人を超えて60人以下のもの 乗車定員が60人を超えて70人以下のもの 乗車定員が70人を超えて80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの	33,000円 41,000円 49,000円 57,000円 65,500円 74,000円 83,000円
			自家用	小型自動車	4,500円
			自家用	小型自動車	6,000円
					特種用途自動車については、当該自動車の構造区分等によりそれぞれ該当する自動車について定められた額
自動車税 環境性能割 ※2				自動車の取得価額	
				燃費性能等に応じて非課税、1%、2%、3%のいずれか 但し、営業用の自動車及び軽自動車については非課税、0.5%、1%、2%のいずれか	免税点 50万円

※1 令和元年10月1日に「自動車税」から「自動車税種別割」に名称が改められ、一部税額変更。

※2 令和元年10月1日に「自動車取得税」が廃止され、代わって「自動車税環境性能割」が創設された。

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
鉱区税	① 砂鉱を目的とした い鉱業権の鉱区	試掘鉱区 面積 100アールごとに 採掘鉱区 面積 100アールごとに	200円 400円	
	② 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	面積 100アールごとに 河床については延長1,000メートルごと	200円 600円	
軽油 引取税		軽油の容量1キロリットルにつき	◎本則税率 15,000円 但し、当分の間は 32,100円	
狩猟税	① 第一種銃猟免許を受けるもの ② 上記のもので県民税所得割の納付を要しないもの ③ 網猟、わな免許を受けるもの ④ 上記のもので県民税所得割額の納付を要しないもの ⑤ 第二種銃猟免許を受けるもの		16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	
産業 廃棄物税	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 (課税の特例) ・自社最終処分については当該重量の2分の1 ・排出事業者の年間の搬入量が1万トンを超える場合は、 1万トンを超える重量の50/100(1万トン以下は100/100)		1トンにつき 1,000円	・事前に知事の承認が必要

2 令和6年度税外収入の料率

区 分	料 率	摘 要
延滞金	年利 7.3% (令和4年1月1日から令和7年12月31日までは、2.4%)	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合)が、年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合
	年利 14.6% (平成4年1月1日から令和7年12月31日までは、8.7%)	納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合)が、年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合
過少申告加算金	増額した税額の 100分の10	法人事業税 軽油引取税等 増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い額を超えるとき 5/100加算
不申告加算金	納付すべき税額の100分の15 (100分の5)	法人事業税 軽油引取税等 納める税額が50万円を超えるとき 5/100加算
重加算金	過少申告に伴う場合 100分の35 不申告に伴う場合 100分の40	
納税証明書の 交付手数料	証明書1枚ごと 400円 (300円)	1税目を1枚とみなす。 福島県税条例による証明 (福島県手数料条例による証明)